



法学部開設 60周年

2024年度第2回北海学園大学市民公開講座

法学部開設60周年記念シンポジウム

2024年12月14日、北海学園大学市民公開講座の一環として、法学部の加藤信行先生、津田久美子先生、そして若月秀和先生をお招きし、法学部開設60周年記念シンポジウム「世界の中の北海道—グローバル・ガバナンスの視座」が開催されました。60名を超える参加者のもと、シンポジウム第一部として三人の先生方それぞれのご専門の視点から北海道が抱える諸課題についてご講演いただきましたので、今回は第二部のパネルディスカッションの様子も合わせてシンポジウムの内容をお伝えします。

◎講演者



加藤信行 先生



津田久美子 先生



若月秀和 先生

◎パネルディスカッション司会



菅原寧格 先生



総司会の堀内匠先生による開会のお言葉で始まったシンポジウムではまず、法学部長である館田晶子先生から、今年開設60年を迎えた北海学園大学法学部の歴史、そして、本シンポジウムの趣旨—グローバルな課題に北海道というローカルな場所で取り組むというグローバル・ガバナンス—について簡単な説明がありました。その後、シンポジウム第一部として国際法がご専門の加藤先生からは「国際海峡の通航制度と津軽海峡：領海3カイリ凍結とその意味」、国際公共政策がご専門の津田先生からは「GX特区」を考える—複合ガバナンスの観点から」、そして日本外交史がご専門の若月先生からは「冷戦後の日本外交—国力の低下と価値観への傾斜のなかで」という題目でお話していただきましたので、以下でそれぞれの講演内容をご紹介します。

講演1

「国際海峡の通航制度と津軽海峡：領海3カイリ凍結とその意味」

(加藤先生)

国際法上の国際海峡とは、公海（または排他的経済水域（EEZ））と公海（またはEEZ）の間の、国際航行に使用されている沿岸国の領海内の海峡のことです。このような意味での国際海

峡は海上交通上の要衝であり、したがって従来から外国船舶の「強化された無害通航権」、すなわち、外国船舶はそれが無害であるならば国際海峡を通航してもよいということが認められてきたとのお話が導入でなされました（とはいえ、例えば軍艦の通航が無害通航に該当するのかなどさまざま議論が存在するとのことでした）。

しかし領海幅が3カイリから12カイリへと拡大されたのに伴い重要な国際海峡が領海化されることとなり、結果としてアメリカや当時のソ連など国際海峡での公海並みの自由通航を求める国々と厳しい通航規制を求める海峡諸国との間で対立が生じたそうです。この対立を打開するために導入されたのが通過通航制度です。通過通航権は無害通航権よりさらに自由な通航権であり、無害か否かにかかわらず国際海峡の通航が可能です。沿岸国の領海内を通航するため沿岸国の規制が及ぶという点で自由通航権とも異なります。このような背景のもと、世界の国際海峡ではそれぞれさまざま通航権が適用されているとのことでした。

日本でも1977年の領海法により領海は12カイリとされましたが、津軽海峡を含む特定海域では領海が3カイリに凍結されています。領海化も可能なものにもかかわらず、なぜこれらの海域は公海のままにされているのでしょうか。日本政府は商船やタンカー等のより自由な通航を確保す

ることが日本の総合的国益につながると説明していますが、しばしば非核三原則との整合性という観点から日本の領海への核の持ち込みを避けるために海峡に公海を残しているのではないかと指摘されているそうです(ただし、日本政府は非核三原則との関係を認めていないとのことでした)。

最後に、特定海域3カイリ凍結が持つ意味として、12カイリに拡張した場合は海峡全体の通過通航を認める必要がある一方3カイリ凍結ならば公海部の自由通航のみを認めればよく日本に安全保障上の利益がある点、そして、凍結解除せずとも海峡は日本のEEZのままであるといった点が挙げられるとのことでした。また、津軽海峡に関して青函トンネルの中央部は公海を通っているため日本の領土と言えるのかどうかかわらない、という非常に興味深い理論上のお話がありました。

講演2

「「GX特区」を考える—複合ガバナンスの観点から」(津田先生)

GX(グリーントランスフォーメーション)とは、化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用してくための変革やその実現に向けた活動のことを指し、大阪、東京、福岡とともに「金融・資産運用特区」に指定された北海道・札幌は、再生可能エネルギーの供給をはじめとするGX産業に特化した「GX特区」としてそのほかの地域との差別化を図ろうとしています。とはいえ、このような取り組みは、国際、国、地方というガバナンスレベルでの複合化のみならず、エネルギー、環境、金融という問題領域の複合化もまた含んでおり、以下で具体的に述べられるように、これからの北海道はますます複合課題先進地になっていくのでは、という形で講演が始まりました。

まず金融面に関して、金融特区としての北海道・札幌が今後、アジア最大の金融センターである香港などのようになれるのか、もしくは目指すべきかという、そうではないだろうというお話がありました。というのも、香港はいわゆるオフショア金融センター／タックスヘイブンとして発展したのに対し、GX特区を掲げる北海道・札幌においては再生可能エネルギーのインフラといった「オンショア」な投資対象があり、この意味でオフショア金融センターにはない優位性があるからです。したがって今後は、投資対象のグリーン化をより徹底、明確化することが重要では

ないか、とのことでした。

次に、再生可能エネルギー供給基地としての北海道です。温室効果ガスの2050年ネットゼロ(カーボン・ニュートラル)目標の達成に向けて、世界的なエネルギーの脱炭素化は不可欠です。依然として火力・石炭に依存している日本にあって最も「再エネポテンシャル」があるのは間違いなく北海道であり、国外から再生可能エネルギー事業へのお金を呼び込むためにも北海道は国に対してネットゼロ目標との整合性、ネットゼロ目標へのさらなる本気度を示すよう求めるべきである、というお話がありました。また、エネルギーの安定供給という観点では、自治体と住民、そして住民間での広い対話のもと脱炭素についての理解を深めたいと、再生可能エネルギーに限られない「脱炭素ポテンシャル」をさらに高めていく必要があるだろう、ということでした。

講演3

「冷戦後の日本外交—国力の低下と価値観への傾斜のなかで」

(若月先生)

東西冷戦が終結して30有余年、世界は「ポスト冷戦後の時代」に突入しました。当然ながら冷戦終結は1989年ですが、東アジアについては、西側世界から遠く離れているという地理的な要因、そして1971年のニクソンショックによる電撃的な米中和解によって東アジアにおける冷戦がなかば終焉していたということもあり、多くの日本人は冷戦終結に対して傍観者的な感覚を持っていたというお話が、当時の若月先生ご自身の思い出も交えながら講演冒頭になされました。極東ソ連軍の脅威や中ソ対立を背景としたカンボジア紛争などは確かにあったものの、冷戦終結以前から日本を先頭に東アジア諸国は目覚ましい経済発展を遂げていたのであり、さらに東欧革命に先駆けてフィリピンや韓国などアジアの民主化も進んでいた、とのことでした。

経済重視の「吉田路線」のもと必要最小限の装備で顕著な経済成長を遂げた冷戦時代の日本でしたが、冷戦後にそのような成功物語を支えてきた与件が崩れ始め、いわゆる「失われた30年」の間に日本の地位、国際競争力は大きく低下してしまいました。さらに日本を取り巻く国際環境も厳しさを増し、著しい経済発展と軍事力増強によって台頭した中国が日本にとって第一の脅威になったとのことでした。これに関係して、冷戦後の日露関係は対中国という視点が時

間経過とともに色濃くなっていましたが、もしもこの傾向が強まる以前に日露関係を改善し領土問題を解決していれば、北海道と極東地域との経済・人的交流が拡大し衰退局面にあった北海道経済のカンフル剤になった可能性もある、というお話がありました。

現在の日本の安全保障環境は、近隣の三つの核保有国との緊張関係、さらには日米同盟の先行き不透明さを考えると、極めて厳しいと言わざるをえないとのことでした。そんな中、かつてのようにODA供与を通じて国際社会での存在感を示す余力がない日本は、第二次安倍内閣において共産党独裁の中国を強く意識して打ち出された「インド太平洋」構想に代表されるように、民主主義や人権、法の支配といった西側主要国が共有する価値観を強調する「価値観外交」を進めてきたそうです。しかし、日本の国力低下やグローバルサウスの比重拡大、自国ファーストの傾向を強めるアメリカといった全体的趨勢に着目すると、従来の日本外交・安全保障政策を慎重な形で軌道修正する必要があるのと同時に、西側の価値観を過剰にプレイアップするのは抑制すべきである、というお話が最後にありました。

パネルディスカッション

シンポジウムの第二部として、菅原寧格先生による司会のもとパネルディスカッションが開かれました。ここでは、ご登壇いただいた三人の先生に菅原先生を加えた四人の間で第一部のご講演について質疑が行われたとともに、先生方それぞれのご専門の観点をまじえながら議論がなされました。また、その後の会場からの質疑応答では、本学の学生や参加者の方々から講演内容や資料について非常に鋭い質問が投げかけられるなど、予定されていた時間を超過するほど活発に議論が交わされるパネルディスカッションとなりました。

(構成：高谷遼平)



館田ゼミ

映画『ハーヴェイ・ミルク』上映会 & アフタートークイベント報告



2024年11月10日(日)、かでの2・7の1050会議室にて、法学部2部館田ゼミによる「映画『ハーヴェイ・ミルク』上映会&アフタートークイベント—観て・聴いて・話して学ぶLGBTQ—」が開催されました。

『ハーヴェイ・ミルク』は1984年製作のアメリカ映画。ゲイであることを公表してサンフランシスコ市政執行委員となり、様々な社会的マイノリティの権利獲得のために活動し、やがて凶弾に倒れることとなるハーヴェイ・ミルクの姿を追ったドキュメンタリー作品(第57回アカデミー長編ドキュメンタリー賞受賞作)です。

アフタートーク午前の部のゲストは、北海道議会議員の洲上綾子さんと、「なるべさ!ALLY」副代表の葦澤智史さん。午後の部のゲストとして、弁護士の林拓哉さん(本学法務研究科修了)と、「結婚の自由をすべてのひとに北海道訴訟」原告の中谷衣里さんをお招きしました。ミルクが活動していた時代は1970年代ながら、作品で描かれている問題は現代の我々の社会が抱えている課題に通じるものも多く、ゼミの学生や会場のギャラリーも交えて、たいへん活発なトークが展開されました。

(構成: 中根研一)



回り道を 恐れずに

働きたくなかった学生時代

行政学という分野を専門にしています。具体的には、日本の自治体（都道府県や市区町村）の人事制度や公務員の意識・態度などについて研究をしています。過去の記事を拝見すると、どうやらこの紙面では私の自己紹介を兼ねて、研究の魅力や読者である学生の皆さんへのアドバイスなどが求められているようです。ですが、行政学はマニアックな学問なので、その魅力を広くわかりやすく伝えるのはなかなか難しいところがあります。

また、私自身もそんなにドラマチックな人生を歩んできたわけでもありません。いまでこそ辛うじて研究者の末席に身を置けていますが、就職もせずに大学院に進学した元々の理由は「働きたくなかったから」ということに尽きます。正確には「働くのが嫌」というより「一般的な労働者の生活リズム」が自分にとっては非常にハードルが高いように思えてならなかったのです。「不真面目でけしからん」と怒られるかもしれませんが、こうした場ですからありのままでお話できればと思います。歯切れのよいアドバイスはできませんが、ある種の反面教師として以下お読みいただければ幸いです。

理想と現実

昔から働くことに積極的でなかった私ですが、実は以前は民間で働いていたことがあります。東京にある某財団で自治体向けのシンクタンクのような仕事をしていました。一般的な民間企業ではありませんが、それでも一端の「社会人」として、スーツを着込んで満員電車で揺られてオフィスに通っていたわけです。そんな生活を2年間ほど続けていました。そこでいろいろと学ばせてもらいましたが、一番の発見は「規則正しい労働生活も慣れるとそこまで苦にならなくなる」ということです。当時の職場は幸いにして残業もほとんどなく、いわゆるホワイトな環境であったことも大きいとは思いますが、学生時代の想像よりはずっと楽しく働いていました。人間というのは、いったん習慣化してしま



田井 浩人

えば大抵のことには適応できる／できてしまうようです。

一方、研究者として大学の教員になったいまはどうでしょうか。学生時代の私は、大学教員に対してなんとなく高等遊民のようなイメージを持っていました。聞けば講義も毎日あるわけではないと言うし、私がお世話になった先生たちは皆どこか余裕があって鷹揚に構えている（ように見える）人が多かったのです。しかし、世の中そう上手い話はないようです。研究はもちろんですが、その他にも結構たくさんの仕事があります。たしかに自分で裁量できる時間は多いのですが、そのぶん徹底した自己管理能力が問われます。それでも私のような駆け出しの仕事量はベテランの先生方には遠く及びませんので、ただただ感服するばかりです。

計画の質

このようにそれほど楽な仕事ではないですが、幸いにして今のところは楽しくやれてはいます。ですが、学部生や大学院生の頃に、もう少し努力しておけばよかったなと思うこともしばしばあります。たとえば講義の準備をする場合も、学生時代に真面目に講義に出席してノートを作っていれば、それを大いに参考にすることができたでしょう。その場限りでは「コスパ」や「タイパ」のよい選択のように見えても、後から思わぬ形でツケが回ってくることはままあります。

その意味では、もう少し計画性を持って学生

時代を過ごした方がよかったのかもしれませんが。最近は学生のキャリア教育が盛況ですが、それでも早いうちからプランや目標を持つことが推奨されます。ただ、私はこの手の考え方にはあまり賛同しません。行政の世界でも計画は重視されますが、たいていは計画通りにはいきません。人間が頭で処理できる情報よりも現実をはるかに複雑だからです。それでも柔軟に修正していくことができればよいのですが、計画の変更は行政の失敗を意味するので、現実にはすぐわれない計画に固執したり、はじめから厳密な検証ができないように内容を抽象的にしたり、容易に達成できる低い目標を立てたりするといったことも珍しくないのです。

先の見えない時代のなかで

使い古された表現ですが、現代は先の見えない時代です。まったくのノープランもどうかとは思いますが、一方では考えすぎないことも大事です。私がそうであったように、学生時代の想像や予想というのは（良い意味でも悪い意味でも）裏切られます。ネット上ではノイローゼになる程度には情報が溢れていますが、あまり当てにはなりません。皆が不安を抱えているので、なにか威勢よく主張する人は格好良く見えますが、間違っていない責任はとってくれません。

私の乏しい経験から言えることは、先行きが不透明なときほどあえて楽観的なること。そして目の前のことに素直に全力で取り組んでみることです。それが役に立つか、効率的かどうかといったことはいったん脇に置いておく。当然ながら遠回りになることもありますが、そうしているうちに自ずと進むべき道が見えてきたり、忘れた頃にそのときの経験が役に立ったりすることもあるのではないのでしょうか。素朴で、あまりスマートとはいえない考え方ですが、このような回り道が許されるのも学生の特権ではないかと思います。

（法学部講師：行政学担当）

研究室を畳む

—法学部報創刊号(1999年)に接して想う—

教授 加藤 信行

国際法の専任教員として本学に着任したのは、1987年のことであった。それから38年、ずっと本学のお世話になり、いま定年を迎える。本学は、とても居心地がよかった。自分専用の研究室は、私にとってかけがえのない空間であった。研究室こそが私の仕事場であり、常に生活の中心的な場であった。そんな研究室とも、そろそろお別れのときが来た。

研究室は計3回移動した。着任当初は図書館棟5階に研究室を与えられたが、人文学部創設時にその明け渡しを求められ、同じフロアの別の部屋へ移動した。次に、地下鉄学園前駅の開設に伴い6号館が誕生したときには、玉突き的に4号館8階へと移動した。さらにその後、4号館から6号館に引っ越して今日に至っている。6号館最上階の一番奥に住み着いてから20年以上になるが、大掃除など一度もしたことがない。雑然とした部屋のどこから手を付けていけばよいのだろうか。書籍・資料なども、どんどん処分すればよいものを、なかなか思い切ることができない。きっとまた、ギリギリになってから慌てまわり、結局はその多くを捨てることになりそうだ。

重い腰を上げてぼちぼち整理に取り掛かったところ、「小田先生ご来学1999」と題するクリアファイルが出てきた。その中には、小田先生と交わした書簡・FAXなど関連文書のほか、法学部報創刊号への執筆依頼文が含まれていた。執筆依頼文に記されている創刊号目次案によれば、「創刊の辞」(法学部長)の次に「小田滋国際司法裁判所判事来学」(加藤信行)とあり、「政治学科新設さる」の3つの特集記事と「新カリキュラム」に関する2つの記事がこれに続く。執筆依頼を發した法学部広報委員は、

旧教養部から法学部に配属された教員である。つまり、本誌『法学部報』は、今から4半世紀前の1999年、政治学科の開設や教養部の解体から間もない時期に創刊し、ちょうどその頃、小田裁判官が遠路オランダから来学されたのである。

小田先生は、2003年、3期27年に及ぶ裁判官生活を全うされて79歳のときに帰国されたが、その後も数多くの著書を続々と刊行された。そして本年10月22日、めでたく満百歳を迎えられた。同日、国際司法裁判所は、「小田裁判官の英知と人格は、世界中の法学者にとって今もインスピレーションの源泉であり続けている」と、特別に祝意を表明した。

今から10年前、法学部創設50周年記念講演のためにご来学いただいた私の師匠、杉原高嶺先生も、今年83歳にして頗るお元気だ。京都大学定年退官後、67歳のときに出版された大著『国際法学講義』(有斐閣)は、歴史・理論・実証のすべてを兼ね備えた国際法体系書の金字塔であり、その5年後には第2版も著されている。また、70歳のときに出版された『基本国際法』(有斐閣)は、国際法入門書のベストセラーとして改版を重ね、今は第4版(2023年)となっている。

かくて、いかに不肖の弟子とはいえ、研究室を畳むからといって研究生生活に終止符を打とうものなら、「まだ十年、いや二十年早い」などと叱られそうだ。師匠たちより先に逝くわけにもいかない(が、こればかりは如何ともし難い)。法学部報創刊号の関連資料も、にわかに処分することはできないかもしれない。



教員生活を振り返って

—思い出することなど—

教授 福士 明

今年、2025年3月で、定年となる。私は、職歴としては、4つの大学—①北海道大学法学部[助手]、②北海道工業大学(現北海道科学大学)教養部[講師]、③札幌大学法学部[助教授・教授]、④本学北海学園大学法学部・大学院法務研究科[教授]—を経験した。法律学の担当者で、札幌市内4大学を経験しているのは、珍しいのではないだろうか(といって特に意味があるわけではありません)。

最初の北大(1981年～1985年)の時期は、大学院修士課程の延長で、研究助手となったもので、給料をもらいながら、研究のみに専念できるという恵まれた身分であった。この時期は、修士論文を手直しし、「ニューヨーク州における不作為賠償責任—判例類型化の試み—(1)～(4・完)」北法32巻4号、33巻1号、3号、4号(1982年～1983年)を公表したあと、次の就職用論文に取り掛かった。

2番目の道工大(1985年～1991年)では、北大の研究助手時代に取り組んだテーマで、論文を完成させ、「アメリカ環境行政訴訟における司法審査の範囲(1)～(4・完)」北工14号、15号、17号、19号(1986年～1991年)として公表した。この時期、大学内の無料の教員用英会話教室に参加し、同年代の工学系の複数の同僚と親しくなり現在に至っている。

3番目の札大(1991年～2009年)では、海外留学(1999年～2000年:1年半)を経験した。留学先は、アメリカ・オレゴン州ポートランド市にあるノース・ウェスタン・ロースクールである。ここは環境法プログラムで全米上位の評価を得ており、当時、「処分施設立地手続」ジュリスト1120号(1997年)の執筆を機に一、廃棄物法制に興味を持っていた私は、有

害廃棄物法(Hazardous Waste Law)のコースがあり、この分野の専門家(クレイグ・ジョンストン教授)がいることに魅力を感じ、志願したのであった。ポートランド市は、「バラの町」(The City of Roses)として知られる美しい街で、ロースクールでは研究室も提供されて快適な生活を送ることができた。もっとも、公刊されたのは、「アメリカの処分場設置事情—オレゴン州の場合」(共著『産廃法談』(2004年)所収)くらいのものであるが、ここで学んだことが大きな財産となったように思う。

最後の本学園では、法学部(2009年～2011年)[自治体法担当]のあと、法務研究科(2011年～2014年)[行政法・自治体法担当]、そして、法学部(2014年～2025年)[行政法担当]と法人内での所属の変更を経験した。

この時期、本学北海学園大学出版会から、研究書—『「廃棄物」概念の研究—解釈論』(2024年)—を出版できたのが思い出深い事柄となった。本学に移籍した2009年に、環境省の委員の委嘱を受けて報告書(2011年)の分担執筆を担当し、これを契機に「廃棄物」概念に興味をもち、その後、本学北海学園大学法学研究に「「廃棄物」概念の解釈論」という題名で4回—(53巻4号(2018年)、55巻3号(2019年)、56巻2号(2020年)、57巻2号(2021年))—にわたって連載した論考に、手直しをしたものである。

本学の行政法の講義では、廃棄物法制を中心に具体例を引いて講義をし、今年度のゼミでは、前記研究書と従来から使用していた共著『18歳からはじめる環境法(第2版)』(2018年)を使用して基礎的知識を修得後、個別リサイクル法の制定背景・仕組み・成果などの調査・報告を柱とし、報告書の形にしてもらうという授業を行った。従来から、こうした授業をしているが、これにお付き合いいただいた学生諸君、お世話になった事務局の皆さん、本学の関係教員の方々に感謝を申し上げたい。



OB・OG 友達紹介 第22回



おおの けいすけ
大野 敬介 さん
(札幌市立東栄中学校教諭)

——今回ご紹介するのは、中学校教諭の大野敬介さんです。今のお仕事について教えてください。

大学を卒業した年に札幌市立東栄中学校に勤めて5年目になります。担当教科は社会科で教科代表を担っており、道徳と学活を含めて週に18時間の授業を行っています。学年副主任の立場で3年生の担任をしており、校務は生徒会部と野球部の顧問などを行っています。

——在学中の思い出は？

硬式野球部に所属して朝から練習し、終わってから1部の時間帯に教職課程、2部の時間帯には法学部の授業を受けて、その後パチンコ屋で掃除のアルバイトをしました。毎日繰り返したので今考えるとよく続いたなと思いますが、当時は辛くありませんでした。そのときの

経験が自分を逞しく鍛えさせて、今のハードな仕事に活かされていると思います。

——教員採用選考検査で倍率が高い札幌市中学校社会科教諭に現役学生で合格されましたが、どのように取り組みましたか？

野球部を続けていたら選考検査の勉強ができないので3年生の終わりに辞めました。1次検査に向けては1日8時間の勉強をしました。綿密に計画を立てて、さらに先生や先輩の助言をいただいて検査のイメージを作り、試験範囲を何度も繰り返し勉強しました。2次検査対策では先生が実施してくださった模擬面接も何度か受けて練習しました。ご指導いただいた先生方には感謝しています。

——意志の強さに脱帽です！子ども相手のお仕事をする上で大切に考えていることはありますか？

まず、生徒を好きになることです。人間関係ですから相性があるので肌が合わないと感じる生徒もいますが否定するようなことは考えない、決して悪口を言わない、逆に良いところを探したり、じっくり観察して驚くような新たな発見をしたりすると自然と好きになります。次に自分が授業を楽しむことです。生徒は勉強したくなくなることもあります。それは教員の責任だと思えます。自分が楽しんで授業の雰囲気が良くなれば、生徒も安心して積極的に学んでくれます。他には負の感情で接しないこと、生徒のために

叱ることはありますが、感情で怒るのは自分の発散のための発言になるので冷静に話すようにしています。

——生徒を大切に考えている気持ちが伝わりました！ところで法学部で学んだことが今に役立っていることはありますか？

先生方の法律の解釈に触れていくうちに、物事を広く深く考えることができるようになりました。特に憲法で人間の様々な権利について詳しく学んだ経験により、色々な個性を持った子どもたちの人権を深く考えながら関わる姿勢が身についています。

——最後に今後の抱負を教えてください。

学校はブラックと言われています。それは、以前と比べると学校の業務が増えているのに、先生方が古くからの慣習を普通と考えて疑問を持たないので変わらないからだと思います。トップダウンを待っていても変化はありません。以前、生徒への頭髪規制について変更を求めたら実現できました。これからも若さを使って新しい視点をボトムアップで提案して教員の意識改革を試み、業務や規則の改善をしたいです。それにより教員になりたいと考えてくれる自分の生徒や大学生が増えたら嬉しいです。

——本当に遅いんですね！どうもありがとうございました。

《次号に続く》
(構成：後藤聡)

2025年度 法学部 各種入試 一覧

特別選抜(社会人Ⅱ期)

Ⅱ期(口頭試問・書類審査)

募集人員：2部法学部 5名

出願期間：2025年2月13日(木)から

〔郵送〕2月20日(木)消印有効

〔窓口〕2月21日(金)午後4時締切

試験日：2025年3月1日(土)

法学部編入学試験 (3年・2年次編入)

募集人員：

〔3年次〕1部法律学科 推薦を含め20名

1部政治学科 推薦を含め10名

2部 若干名

〔2年次〕1部・2部 若干名

出願期間：2025年1月9日(木)～1月15日(水)

試験日：2025年2月14日(金)

* 法学部1年次からの入学は、学部単位で募集します。所属学科(法律・政治)は入学後1年次末に選択します。

出願資格、必要書類などについてのお問い合わせ先

〔特別選抜(社会人)〕入試部 電話 011-841-1161

〔それ以外の入試〕法学部事務室 電話 011-841-1161 (内線2228) FAX 011-824-2292